

## 米国保健福祉省、知財関係の規定を含むパンデミック予防・対応等に関する WHO 法的文書案に対する意見募集を実施

2024 年 1 月 11 日  
JETRO NY 知的財産部  
蛭田、福岡

米国保健福祉省（HHS）は、12 月 22 日付の官報<sup>1</sup>で、世界保健機関（WHO）で議論されているパンデミックの予防・対応等に関する新たな法的文書に対する米国政府の交渉姿勢を検討するための意見募集を実施すると発表した。意見の提出期限は 2024 年 1 月 22 日とされている。

WHO 加盟国は、2021 年 12 月、パンデミックの予防・対応等に関する法的文書の草案作成と交渉を行うための政府間交渉会議を設置することを決定し、2024 年 5 月の WHO 総会での採択を目指して作業が進められている。

最新の交渉テキスト<sup>2</sup>には、知財関係の規定も含まれており、知財関係の規定が与える影響、開発途上国への知財・ノウハウ等の移転のために WHO における枠組みを強化すること等に対する意見を募集したいと HHS は説明している。

### 交渉テキストに含まれている主な知財関係の規定（仮訳）

#### 第 11 条：技術およびノウハウの移転

（前略）

3. (a) 手頃な価格のパンデミック関連製品の入手可能性と充足性を高めるために必要な範囲で、関連製品の製造を加速または拡大するための知的財産権の期限付き放棄について、関連機関の枠組みの中で合意することをコミットする。
- (b) パンデミック関連製品の製造に関する全ての特許の権利者に対し、パンデミック期間中、関連製品の製造のために開発途上国の製造業者がその技術を使用する際のロイヤルティの支払いを、適切な期間、免除又は調整するよう奨励する。また、パンデミック関連製品の開発のために公的資金を利用している製造業者に対し、適切な期間、免除等するよう要請する。

本意見募集については、USPTO も対応を呼びかけており、Vidal 長官は、「USPTO に関係するステークホルダーは、診断薬、ワクチン、治療薬の上市や世界の公衆衛生の保護など、イノベーションプロセスにおいて重要な役割を担っていることから、意見募集への幅広い参加を奨励している」と発言している。

（以上）

<sup>1</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-12-22/pdf/2023-28341.pdf>

<sup>2</sup> [https://apps.who.int/gb/inb/pdf\\_files/inb7/A\\_INB7\\_3-en.pdf](https://apps.who.int/gb/inb/pdf_files/inb7/A_INB7_3-en.pdf)